

最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書

平成 30 年の地域別最低賃金は、最高の東京で時給 985 円、岩手県では 762 円、最も低い鹿児島では 761 円に過ぎず、フルタイムで働いても年収 120 万～150 万円しか得られない。また地域間格差も大きく、岩手県と東京では、同じ仕事をして 1 時間当たりで 223 円も格差があるため、若い労働者の都市部への流出を招いてしまっている。

安倍首相は、「最低賃金を毎年 3%程度引き上げて、加重平均で 1000 円をめざす」と述べ、「GDP にふさわしい最低賃金にする」として、現在の最低賃金の水準の低さを認め、引き上げを進めると述べた。一方、平成 22 年に行われた雇用戦略対話では「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、令和 2 年までに全国平均 1000 円をめざす」とした「政労使による三者合意」が成立している。「毎年 3%程度」では、雇用戦略対話での合意を先延ばしし、格差と貧困の解消を遅らせるだけである。

「最低賃金 1000 円以上」は、中小企業には支払いが困難との意見もあるが、政府が率先して、公正取引ルールを確立し、中小企業への具体的な支援策を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要がある。

よって、下記事項について取り組むよう強く要望する。

記

- 1 政府は、最低賃金を大幅に引き上げ、「雇用戦略対話における最低賃金の引き上げに関する合意」に基づき、「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、令和 2 年までに全国平均 1000 円をめざす」を早期に達成させること。
- 2 政府は、全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
- 3 政府は、中小企業負担を軽減するための直接支援として、中小企業とそこで働く労働者の社会保険料負担や税の減免制度などを実現すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和元年 6 月 21 日

岩手県遠野市議会議長 浅 沼 幸 雄

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 根本 匠 様